



川薩地区1市4町4村

川内市・榑脇町・入来町・東郷町・祁答院町
里村・上郷村・下郷村・鹿島村

法定合併協議会だより

2004
第8号
平成16年2月発行

発行責任者：川薩地区法定合併協議会／会長 森 卓 朗／編集：川薩地区法定合併協議会事務局 川内市神田町3番22号
TEL.0996-23-5111 FAX.0996-22-6295 E-mail info@sensatu-gappei.kagosima.jp ホームページアドレス http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp/

9市町村が合併協定書に調印

調印後、須賀知事も交えて握手する9市町村の首長



須賀知事も特別立会人として署名

各首長が合併協定書に署名、押印

平成の大合併で県内第1号

10月12日に「薩摩川内市」発足へ

川薩地区法定合併協議会の第十五回協議会は二月十九日、川内市内で開かれ、協定項目四十六項目の確認事項を盛り込んだ合併協定書案を承認したあと、平成の大合併では本県第一号となる合併協定調印式が行われました。

調印式には須賀龍郎知事が特別立会人、協議会委員が立会人として出席。各市町村議会議員、職員ら約三百人が見守る中、川薩地区一市四町四村の首長がそれぞれ調印書に署名、押印した後、須賀知事も署名。協定書が須賀知事から法定協議会の森卓朗会長に手渡されると、会場から大きな拍手がわきました。

森会長は「合併を契機により一層の住民福祉の向上に取り組みたい。一市四町四村が一丸となって万全の準備を行い、地域力が奏でる新しい都市力の創出の理念を生かした薩摩川内市の実現につなげたい」とあいさつ。須賀知事は「今後の各地域の合併のモデルとしても大いに注目している。合併して本当によかったと思えるようなまちづくりの実現を期待したい」と祝辞を述べられました。また、森山裕参議院議員の祝辞もありました。

今後、九市町村はそれぞれ合併関係議案を三月議会に提案。可決されれば六月の県議会の議決を経て総務相に合併を届け出。十月十二日の薩摩川内市の発足を目指します。

合併を契機により一層の 住民福祉の向上を

合併調印式でのあいさつと祝辞

会長

川内市長 森 卓 朗



本日の調印に至るまでにはさまざまな課題もありましたが、その都度、真剣かつ活発な論議を交わして共通認識を築き上げ、克服してきました。これにより合併協定項目の協議結果の確認が行われたこととなりますが、この合併協定書は、合併協議に係わった皆様的一致団結した取り組みと、郷土の将来について大局的見地に立ってのご判断の賜物です。

一昨年十月から今日まで基本四項目の協議開始から四十六項目、約四

千に上る事務事業の調整等七百回に及ぶ会議を開き、一年半近くを要しました。これまで寄せられた住民の皆様からの多くのご意見、職員による一元化調整や新市まちづくり計画策定に注がれた膨大なエネルギー、本協議会における白熱した議論を思い起こす時、実に感慨深いものがあります。

全国的には、国、地方を通じた厳しい財政状況や急速に進行する少子高齢化などの地方自治体を取り巻く環境が大きく変化している中で、地方分権の一環として自己決定、自己責任を軸とする地方財政、地方制度の改革が進められています。住民説明会などにおける皆様方からのご意見を承るたびに薩摩川内市全域の発展に対する大きい期待を重く受け止め、合併を契機としてより一層の住民福祉の向上に取り組みまねばならないと強く決意しています。

本地区は構成団体が九市町村と全国的にみても多く、島嶼部を含む合併協議として本県のモデルケースとなり得ます。三月十三日には県民待

特別立会人

須賀 龍 郎 知事



合併協定書の調印を心からお祝い申し上げますとともに、行財政基盤の充実や質の高い行政サービスの向上に取り組み、地域一体となって振興を図っていくことを目指し、真剣な議論を重ねてこられた関係の皆様方のご努力に深く敬意を表します。

望の九州新幹線の開業があり、薩摩川内市における地区コミュニティの活性化と拠点都市としての一体的浮揚を予感させるものがあります。

今後、一連の法的手続きを経て十月十二日、新市誕生となりますが、一市四町四村が一丸となって万全の準備を行い、合併協定書に基づき各種施策の展開による「地域力が奏でる新しい都市力の創出」の理念を生かした薩摩川内市の実現につなげてまいりたいと考えております。

平成十六年十月を目標とする当地区の合併は、今後のモデルとしても大いに注目されているところです。

合併を機に「市民が創り、市民が育む交流躍動都市」を目指し、合併して本当によかったと思えるようなまちづくりを実現していただきますよう心から期待を申し上げます。

県としましても、新しい「薩摩川内市」の誕生に向け、できる限りの支援をしまいたいと考えております。

市町村合併という長く歴史に残る一大事業を成し遂げるまであと一歩のところまで来ました。皆様方の今後の一層のご尽力、ご努力を期待申し上げます。

合併協定

調印までの

経緯

昨年七月十日に川薩地区法定合併協議会を設置し、八カ月間にわたり合併協定項目すべてについて協議を続けてきました。協議会は毎月二回開催のペースで延べ十五回、市町村長調整会議十二回、幹事会十六回、新市名称等検討小委員会八回を開催。その他、昨年十二月末まで事務レベルの専門部会七十四回、分科会四百九十七回、調整会議等七十回、新市まちづくり計画策定会議二十一回を実施。これら膨大な事務作業と会議、合意の積み重ねにより二月十九日の協議会で四十六項目の合併協定項目がすべて承認され、調印されることになりました。

川薩地区法定合併協議会以前では、平成十三年二月、二市八町四村の助役・部課長による市町村合併に関する情報交換会に始まり、十四年三月二十六日、二市四町四村の課長級による合併問題研究会の設置を経て、十四年十月七日、二市四町四村

で川西薩地区任意合併協議会を設置。十二月二十五日、二市四町三村で川西薩地区法定合併協議会が設置されましたが、十五年七月十日、同法定協を休止。一市四町四村で新たに川薩地区法定合併協議会を設置し、川西薩地区法定合併協議会から協議内容を原則承継しました。

川薩地区法定合併協議会では議案提案から承認までを二か月間設定し、各市町村の広報紙と連携して協議会日より、ホームページ等で内容の周知と合併の関心の喚起に努めてきました。新市まちづくり計画の策定では、各市町村の住民代表から成るまちづくりフォーラムから貴重な

提言をいただき、これをもとに原案を策定、計画に反映しています。昨年八月から九月にはまちづくり広聴会を五十二会場で、今年一月と二月には住民説明会を六十二会場で開催し、延べ六千八百八十二名の住民のご参加をいただきました。

川薩地区法定合併協議会の歩み

期 日	経 過 内 容
平成15年 7月	10日 川薩地区法定合併協議会設置会議・第1回協議会 第1回新市名称等検討小委員会
	17日 第1回幹事会
	24日 第2回協議会・第1回市町村長調整会議 第2回新市名称等検討小委員会
8月	7日 第2回幹事会
	12日 第3回協議会・第2回市町村長調整会議 第3回新市名称等検討小委員会
	22日 第3回幹事会
	28日 第4回協議会・第3回市町村長調整会議
9月	4日 第4回幹事会
	11日 第5回協議会・第4回市町村長調整会議 第4回新市名称等検討小委員会
	18日 第5回幹事会
	25日 第6回協議会
10月	2日 第6回幹事会
	7日 第7回協議会
	14日 第5回新市名称等検討小委員会
	16日 第7回幹事会
	24日 第8回協議会・第5回市町村長調整会議
	30日 第8回幹事会
11月	4日 第6回新市名称等検討小委員会
	6日 第9回幹事会
	13日 第9回協議会・第6回市町村長調整会議
	17日 第7回新市名称等検討小委員会
	20日 第10回幹事会
	26日 第10回協議会・第7回市町村長調整会議
12月	6日 第11回幹事会
	11日 第11回協議会・第8回市町村長調整会議
	18日 第12回幹事会
	24日 第12回協議会・第9回市町村長調整会議 第8回新市名称等検討小委員会
平成16年 1月	8日 第13回幹事会
	15日 第13回協議会・第10回市町村長調整会議
	24日 第14回幹事会
	29日 第14回協議会・第11回市町村長調整会議
2月	5日 第15回幹事会
	12日 第16回幹事会
	19日 第15回協議会・第12回市町村長調整会議

「住民説明会」(1月19日～2月7日)で さまざまなご意見をいただきました

市町村合併について住民の皆様の率直なご意見や疑問等を伺い、合併への理解を深めていただくための住民説明会を1月19日から2月7日までの20日間、関係9市町村の計62会場で開きました。説明会には計3,497人が参加、活発な質疑が交わされました。ありがとうございました。

説明会でのご意見等の一部を紹介します。なお、ご意見等は新市におけるコミュニティ協議会や地区振興計画づくりの中で生かしていくことしております。(説明会で出された意見の集約は、各市町村合併担当課又は川薩地区法定合併協議会のホームページでご覧になれます)



各市町村で開催された住民説明会

(合併の方式)
編入合併と対等合併はどついった基準で区別されるのか。

(合併の期日)
合併期日を十月十二日にした理由。

(新市の名称)
薩摩川内市と決まったが、今までより難しい名称になったように感じる。

(新市の事務所の位置)
将来の位置については、今の位置ではないか。

(財産の取扱い)
各市町村でいろいろな施設を造っているが、その返済はどうなるか。

負の財産について、今後どのように返済していくかなどの計画はあるのか。

(議会議員の定数・任期)
二回目以降も選挙区を設けてほしい。

(農業委員会委員の定数・任期)
議会議員の定数のように、各町村の割り当て人数を掲載していただけないか。

(地方税)
納税組合については、どのように扱うのか。

合併する市町村間の固定資産税の評価基準はどうなるのか。

(一般職の職員の身分)
合併後、何年かけて職員を削減するのか。

支所の職員数はどうなるのか。

(特別職の身分)

新市が誕生し、このあと市長選があるが、この間市長が不在となる。どうするのか。

(事務組織及び機構)

現在の役場と合併後の総合支所との違いは？

住民サービスの低下を招かないように支所の職員を確保してほしい。

(一部事務組合)

火葬料についてどうなるのか。
公設市場はどうなるのか。合併で手数料が上がることはないか。

(使用料、手数料)

いま現在のサービスで、支出が一万円で済んでいるサービスが、合併後はどういう金額になるか。

(公共的団体)

社会福祉協議会は合併後は一つになるが、福祉サービスが行き届かなくなるのでは。

(町名・字名)

各町の住所表示については決定したようだが将来町名が変更することはないか。

(国民健康保険事業)

移行期間中、下甑村・鹿島村の二村のみの市町村とは税率を変える不均一課税を実施するのはなぜか。

(介護保険事業)

- ・介護保険料はどうなるのか。他の市町村と均衡のとれた料金としてほしい。

(消防団)

- ・消防団員数の減は不安がある。不安解消の体制づくりをしてほしい。
- ・団員の確保が困難なので、常備消防を充実して消防団を縮小できないか。

(自治会・行政連絡機構)

- ・新市になった時の公民会補助金はどうなっていくのか。また広域になるが文書等の配布は？

- ・自治会組織(現公民会)として、合併までの間に具体的に何をやればよいのか。

(広報広聴関係事業)

- ・現在、月一回の広報紙が、新市合併後は月二回になるようだが、情報の伝達の方法は？ 有線放送についてはどうなるのか。

(消防防災関係事業)

- ・防災無線をさまざまな放送提供に活用できないか。

(交通関係事業)

- ・バス会社に対する補助だけでなく、肥薩おれんじ鉄道への補助も検討してはどうか。

- ・巡回バス、コミュニティバスは、

合併と同時に廃止になるのか。

(窓口業務)

- ・住民票、戸籍等は本庁まで足を運んでいる。総合支所ができて、本庁まで行かねばならないのか。

(保健衛生事業)

- ・基本健診についてこれまでは日程を決めてあったが、今後はどのようになるのか。
- ・離島からの患者付添人の宿泊施設は建設されるのか。

(環境衛生事業)

- ・合併浄化槽の補助金はどうなるのか。

(高齢者福祉事業)

- ・高齢者福祉対策において多くが廃止とあるが、現行からサービスが後退するのではないか。

(児童福祉事業)

- ・出生祝金は廃止、乳幼児医療は基準額が引き上げとあるが、少子化対策についてどのように考えるか。

(農林水産関係事業)

- ・合併後の減反面積の配分はどうなるのか。面積が今まで以上になることはないか。

- ・漁港港湾などの長期計画はどうなっていくのか。

(商工・観光関係事業)

- ・三月には、新幹線が開通する。直

通のバス等はできないのか。

(上・下水道事業)

- ・水源を他町村へ提供するといったことはないか。

(学校教育事業)

- ・小中学校の統廃合は考えられないのか。
- ・幼稚園の入園料に格差があり、入園者は料金の安い所に行くのではないか。

(コミュニティ施策)

- ・地区コミュニティ協議会とPTA、体協、生涯学習振興会等との関係はどうなるのか。
- ・コミュニティがやらなければならぬ事業、責任、提言などをはっきり説明してほしい。

- ・地区コミュニティ協議会について、行政は具体的にどのような支援をしてくれるのか。

(社会教育事業)

- ・生涯学習は、どこがやることになるのか。
- ・公民館などの施設はどうなるのか。

(その他事業)

- ・指定金融機関について、現在一市四町四村バラバラのようだが新市ではどこになるのか。

- ・現在の役場で行っている入札はどうなるのか。

(新市まちづくり計画)

- ・財政計画の中で、人件費の削減効果が六十九億円とある。内訳はどんなものか。
- ・将来夢のある人口増を図りながら、発展できる市になってほしい。

(新市地域情報化計画)

- ・インターネット接続時の経費にかかる補助金等の実施はできないものか。
- ・現在、ISDNしか使えない。高速の接続はできるのか。

(その他)

- ・「三年を目安に」とか「現行のまま」とあるが、これらが決定したときは、どのように住民に周知されるのか。
- ・調整方針の「速やかに」及び「当分の間」の期間はどれくらいか。
- ・平成十六年度の当初予算編成は、どのように組んでいくのか。
- ・老後の不安をなくす合併、地域づくりに努力してほしい。
- ・全体的に、合併した場合のメリット・デメリットを説明してほしい。
- ・甑三村と祁答院町・入来町で住民発議があるが、今後合併はうまくいくのか。

名付け親大賞の川畑さん表彰

第14回法定合併協議会（1月29日）

一月二十九日、川内市内で開かれた川薩地区法定合併協議会の第十四回協議会で名付け親大賞の表彰があり、川内市の川畑洋一さんに賞状と副賞（商品券十万円分など）が森卓朗会長から手渡されました。

一月十五日の第十三回協議会で新市名称「薩摩川内市」の応募者七百九十二人の中から抽選で川畑さんが当選したものです。



川内市内で開かれた第14回法定合併協議会

第十四回協議会では、一月十五日に提案された合併協定項目四十六項目の合併協定書案について、各市町村の対策本部会議・議会合併対策特別委員会での協議結果も報告。九市町村とも原案のとおり承認するとの報告がなされました。

薩摩東部地区合併協議会と調整が必要な合併後の旧入来町・祁答院町地区の衛生処理については、薩摩郡東部衛生処理組合へ委託することとしていますが、森会長は「委託方式には委託期間などの付帯条件はついていない。そのことは合併後の新市首長、議会の権限」と発表されました。



名付け親大賞の川畑さんに賞状を贈呈

お知らせ

● 今後の法定合併協議会開催予定

◆ 第十六回法定合併協議会

三月二十七日（土）午後一時半から

川内市 ホテル太陽パレス

協議内容

・ 廃置分合議案審議状況

・ 廃置分合申請について

◆ 第十七回法定合併協議会

四月八日（木）午後一時半から

樋脇町 ホテルグリーンヒル

◆ 第十八回法定合併協議会

四月二十二日（木）午後一時半から

川内市 ホテル太陽パレス

※会議や都合により変更される場合がございます。事前に事務局にお問い合わせください。

● 協議会は傍聴できます

法定合併協議会は傍聴できます。

傍聴希望の方は、所定の傍聴届に住所及び氏名を記入し、会場で協議会事務局に提出、傍聴証の交付を受けてください。傍聴証は会議開催予定

時刻の十五分前から先着順に交付。

定員三十名。会場の都合で定員数が増減されることもあります。傍聴希望者が定員を超える場合はくじ引きで選ぶことになります。

● 最新情報をホームページでどうぞ

川薩地区の市町村合併に関する最新情報を掲載したホームページを開設しています。住民の皆さんのご意見やお問い合わせにも利用できます。同ホームページから子ども向けホームページ「せんさつキッズ」にもアクセスできます。楽しいパズルやクイズなどもあります。

<http://www.sensatur-gappei.kagosima.jp/>

● 協議会の議事録は閲覧できます

昨年七月十日の第一回から今年一月二十九日の第十四回までの法定合併協議会の議事録を作成しています。議事録は関係市町村役場の合併担当部署で閲覧できます。